

市 議 会 事 務 局

<p>監査を実施した 監査委員名</p>	<p>関 聡 三 好 徹 箕 輪 信 矢 岩 瀬 麻 理</p>
<p>監査の種類</p>	<p>地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査</p>
<p>監査の期間</p>	<p>令和5年8月28日～令和5年10月6日</p>
<p>監査の対象課</p>	<p>市議会事務局 庶務課、議事調査課</p>
<p>監査の方法</p>	<p>監査対象とした所属の財務に関する事務及びその他所管に係る事務が法令等に準拠し適正に行われているかを主眼として、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ松戸市監査基準に準拠して監査を実施した。 監査に当たっては、契約書等の関係書類・帳票類の全部若しくは一部を抽出して審査・検査するとともに関係職員に説明を求める質問調査のほか、必要に応じて実査を行った。</p>
<p>監査の対象事項</p>	<p>○共通項目          ・予算の執行状況          ・収入事務 調定事務                    現金等取扱事務                    債権管理事務          ・支出事務 契約事務                    補助金等の交付事務                    報酬等の支払事務          ・財産管理事務          ・その他所管事務の執行                    備品の管理状況について          ○重要リスク項目            委託料の随意契約について            ア 設計書、仕様書について            イ 随意契約理由、相手方の選定方法について            ウ 契約書の内容について            エ 委託内容の履行確認について            オ 委託料の支出について</p>

